

# 広島市歯科医師会だより

一般社団法人広島市歯科医師会

第 77 号

(H25.9.13)

## 今月のトピックス

広島市歯科医師会が選ばれました！	1 ページ
巻頭言 東区支部 木村太言	2 ページ

## 行事報告

原爆死没者慰霊祭	3 ページ
通所口腔ケア事業研修会	3 ページ
広島東洋カープ観戦の集い	4 ページ
第3回支部長・副支部長会	5 ページ
広島市歯科医療福祉対策協議会役員会・総会	7 ページ

## 支部便り

東区支部	9 ページ
------	-------

## 各部からの報告

保険・医療対策部	9 ページ
学術部	11 ページ
公衆衛生部	11 ページ
情報調査部	14 ページ
広報部	21 ページ

## お知らせ

「学校において予防すべき感染症の解説」について	22 ページ
都道府県歯科医師会の開示方について	23 ページ

8月定例理事会報告	23 ページ
-----------	--------

## 公益財団法人8020推進財団の平成25年度歯科保健活動事業に 広島市歯科医師会が選ばれました

これは、8020 財団が、8020 運動に関する事業の振興を一層推進するため、申請機関の歯科保健活動に対して助成金を交付する制度で本年度は、「特別支援学校における TEACCH プログラムを応用したオーダーメイドの口腔清掃法指導システムの構築事業」について助成を受けることが決まりました。

これら助成事業は、単年度で全国 30 事業程度しか採用されません。

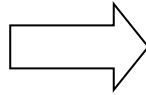
広島市歯科医師会においては、昨年度は、「妊婦歯科健康診査の受診率向上に向けた産婦人科と連携した取り組み事業」、一昨年は、「特定高齢者を対象とした歯科診療所における口腔機能向上のサービスの効果に関する調査研究事業」と 3 年連続で採用されました。

## 巻 頭 言

広島市歯科医師会 東区支部支部長 木村太言



平成 24 年 12 月当時



平成 25 年 8 月

広島市歯科医師会東区支部は会員数 48 名の小さな支部です。支部長・副支部長は支部発足当初から年齢順の完全当番制、歯科医師会会務運営に詳しい人も疎い人も原則 1 期 2 年間は好き嫌いかかわらず支部運営をしなくてはなりません。押しの強い名物支部長はいなくなりましたが、歴代の元支部長副支部長は昔の苦労が判っているので支部運営に協力的です。またこれから順番の巡ってくる先生も今後のことがあるせいか？好意的で、支部会の出席率は高いです。非常にアットホームな東区支部です。そのおかげか連盟署名活動も順調に集まり、微力ではございますが みどり先生の大勝利へと結びつきました。ありがとうございました。

これで昔のようにソフトボールが強ければ全く問題のないように見える東区支部ですが。他の支部にはない問題があります。広島市が政令指定都市になって 33 年、南北二つに分れたままの歯科医師会です。中山・温品あたりには 38 度線が存在します。これが原因で東区は

保健所健診事業を長らく自前で出来なかった過去があります。歯科医師会が違ふと小さな行き違いが多く、最良の方法があっても足して二で割る解決策を取らなくてはいけないことがあります。また、お金の出所が異なれば、総論賛成・各論反対となりがちです。そして当番制の支部長だと自分の任期の 2 年間だけ無事に終わればそれで OK となりがちですが、北の歯科医師会（地理的に）と地道な交渉を続け公衆衛生活動を充実させてきた歴代支部長の苦労が支部長になって始めて判りました。

県・市ともに公益法人をめざす歯科医師会となり支部の役割も変わってきております。共益団体としての会員の親睦だけでなく、法令を遵守した患者情報の共有、医師会をはじめとする医療関連団体との顔の見える良好な関係構築など・・・最近、支部長の重圧のせいか頭が真っ白になりました？義務的で消極的になりがちな当番制での支部長ですが、東区支部の支部長のたすきリレーを守っていこうと思います。

## 行事報告

### 原爆死没者慰霊祭

日時 8月6日(火)午前8時

場所 県歯会館「原爆慰霊碑前」

今年度も原爆慰霊碑前に祭壇を設けて、山本智之専務理事の司会のもとしめやかに慰霊祭が執り行われた。

本会、中区支部会員である、日蓮宗長遠寺住職長崎昭憲導師と副住職長崎龍深副導師による読経のもと、土江健也会長、

小島隆県歯副会長、ご遺族代表の植木和弘氏による献花の後、参列者の焼香が行われた。原爆投下時刻の午前8時15分のサイレンと共に本会関係者51名の死没者に対し、黙禱を捧げ、冥福を祈った。



焼香する土江健也会長



慰霊祭の様子

## 広島市通所口腔ケア事業研修会

日時 8月8日(木)午後7時30分

場所 県歯会館6階「ハーモニーホール」

通所口腔ケア事業(介護保険法に基づく特定高齢者介護予防事業)は広島市からの委託を受けて実施している事業である。本事業はこれまで市歯会等が開催した標記研修会に出席した広島市域各歯科医師会会員を「通所口腔ケア事業協力医(以下「協力医」という)」として登録した歯科医療機関のみが実施可能であり、広島市と一括契約を締結している。

しかし、広島市における本事業サービス対象者である口腔機能低下高齢者(以

下「特定高齢者」という)は平成24年度30,600人であるのに対し、実際にサービスを利用した者は特定高齢者のうち約0.3%というのが現状である。

そこで、新たに協力医を募るとともに、既登録協力医には本事業に対するさらなる周知を目的に4地区(広島市、安佐、安芸、佐伯)の歯科医師会会員及びスタッフを対象に標記研修会を開催した。

先ず「通所口腔ケア事業について」と題して宮城昌治広島市健康福祉局保健部

保健医療課保健指導担当課長が実施手順などについて解説し、次いで「歯科医院での口腔機能向上サービスの実際」と題して小松大造市歯会公衆衛生部理事が平成23年5月に広島市歯科医療福祉対策協議会が作成した「歯科医院での口腔機能向上サービス症例集」に沿って実際に歯科医院で行う機能訓練などを紹介した。また、今後は各地区において現場に即した研修会を開催する旨の申し合わせを行

った。

本研修会には本事業サービスを主に実施する歯科衛生士の参加も多数見受けられ、平成25年度の4地区における協力医は計262名となった。

平成23年3月に作成した協力医名簿を更新し、広島市内の口腔機能向上サービス実施事業所および地域包括支援センター等に配布し、本事業の円滑な運営を図る所存である。

本事業に必要な様式、利用者への配布資料例を  
一般社団法人 広島市歯科医師会 Official Site <http://www.hiroshima-da.com/>  
に挙げておりますので協力医の方はご活用ください。

※上記ページの右端の「協議会専用」メニューバーをクリック

※パスワード「welfare」半角数値で入力



研修会を受ける受講者



講演を行った小松大造公衆衛生部理事と宮城昌治氏

## 広島東洋カープ観戦の集い

日時：8月10日（土）午後6時

場所：マツダZoom Zoomスタジアム「ラグジュアリーフロア」

会員親睦事業の一環として恒例のカープ観戦が行われ、会員とその家族50名が参加した。今回は巨人戦、前夜逆転負けを喫しているとあって応援にも熱が入ったが、初回に3点、その後も1

点追加され苦しい展開。しかし7回に猛打爆発し一気に逆転、このまま勝利を掴むかと思ったが、9回表にまさかの永川劇場・・・結局うだるような猛暑の中、午後10時30分12回まで延長した試合

は引き分けに終わった。見事勝利！とはいかなかったが見応えのある試合であった。保険医療対策部では引き続き会員

親睦のためのイベントを計画中であるので奮ってご参加頂きたい。



カープ観戦の集い参加者

### 第3回支部長・副支部長会

日時 8月21日(水)午後7時30分

場所 県歯会館2階「広島市歯会会議室」

標記の会が開催され、執行部からは土江健也会長以下三役が出席した。土江会長より「県歯の会館移転も決まったので、本会の事務局についても従来通り賃借するのか、あるいは買い取りにするのか、またその広さはなど、今後の事務局のあり方について、各支部で会員の声を聴いてほしい」旨の話が合った。

報告、協議事項は以下のとおりである。

報告事項：

中区支部

6月14日 健康ソフトボール大会  
結団式

6月15日 広島県歯科医師会  
代議員会

6月29日 広島市歯科医師会  
定時総会

7月2日 健康ソフトボール大会  
運営連絡協議会

7月20日 歯科医師国保組合会・互助会  
総代会  
中区支部懇親会

7月22日 中区地域保健対策協議会  
講習会

8月3日 政治連盟評議員会  
デンタルミーティング

東区支部

6月12日 第2回支部長・副支部長会議

6月21日 東区地域保健対策協議会  
広島市歯科医師会より  
協賛金5万円

6月23日 女性会まつり  
木村・益田・坂井参加  
位相差顕微鏡

6月29日 広島市歯科医師会  
定時総会  
7月7日 ぽっぽひがし祭り  
木村・毛利参加 口臭測定器  
7月20日 歯科医師国保組合会・互助会  
総代会  
8月3日 政治連盟評議員会  
デンタルミーティング  
8月21日 第3回支部長・副支部長会議  
8月31日 第3回東区支部会  
「釜飯酔心本店」

南区支部

7月5日 県立広島病院医局会  
ビアパーティー（ANA クラウン  
ザ ホテル広島）  
支部長、副支部長、南区会員  
有志2名で出席  
7月20日 南区支部ビアパーティー  
及びソフトボール結団式  
（半兵衛庭園）  
県病院の桐山先生、延原先生  
をお招きしました。

西区支部

6月20日 西区支部 支部会開催

（於 木松旅館）

7月2日 健康ソフトボール大会運営  
連絡協議会開催  
7月10日 健康ソフトボール大会出場  
者連絡協議会 開催  
8月10日 西区支部支部会とビアパー  
ティー開催

協議事項：

- ①中区支部
  - ・入会、リニューアルオープン時における  
宣伝活動について
  - ・会館建設における、広島市歯科医師会  
の対応、委員選出の人選等について
  - ・県知事選における対応について
- ②東区支部
  - ・各区独自の公衆衛生事業について
- ③西区支部
  - ・歯科医師国保の保険証について
  - ・レセプト返戻について
  - ・総会において、議決権行使のハガキの  
人数の通知について
- ④その他
  - ・広島県歯科医師会会館建設及び広島市  
歯科医師会事務局移転について



参加した各支部の先生方

## 広島市歯科医療福祉対策協議会役員会

日時 8月24日(土)午後2時30分

場所 県歯会館2階 「広島市歯会会議室」

山本智之専務理事の開会の辞、土江健也会長の挨拶の後、上記会が開催された。この度の協議会から、広島市・安佐・佐伯・安芸の4地区から理事を各1名ずつ増員し、広島市における歯科保健医療対策の円滑な推進を図り、市民の歯科保健の保持増進のための診療体制を確保する活動に取り組む事となった。広島市支部の変更理事と増員理事の紹介があり、役員に総会前の報告・議事事項の再確認が行われ、西村好一副会長の閉会の辞により終了した。

会 長	土江健也（広島市）
副 会 長	西村好一（安佐）・甲野峰基（佐伯）・岡田信彦（安芸）・川原正照（広島市）
専 務 理 事	山本智之（広島市）
理 事	熊谷 宏・瓜生 賢・小松大造・能美和基・橋岡 優（広島市） 松本浩一・釜山憲二・足立真悟（安佐） 讃岐 淳・中林浩樹・兼池宏治（佐伯） 沢村 豊・藤井洋司・荒槇信雄（安芸）
監 事	島末一則（広島市）・吉光博史（安佐）



広島市歯科医療福祉対策協議会役員会の様子

## 広島市歯科医療福祉対策協議会総会

日時 8月24日(土)午後4時

場所 県歯会館4階 「役員室」

山本智之専務理事の開会の辞、土江健也会長の挨拶の後、標記会が開催された。総会の議長及び副議長は、出席した委員の中から出席者の同意を得て、会長が各1名を指名するという規約に基づき、議長に波田佳範委員、副議長に高山智行委員が選出され、その後議長・副議長により会が進行した。報告事項のその他に、県歯会館移転につき、この協議会をどこに設けるかを検討する事も含め、すべて原案通り承認可決された。最後に西村好一副会長の閉会の辞により総会が終了した。

報告事項 (1)平成24年度広島市休日等歯科救急医療事業 事業報告について  
(2)平成24年度在宅訪問歯科健診・診療事業 事業報告について  
(3)平成24年度妊婦歯科健康診査事業 事業報告について  
(4)平成24年度節目年齢歯科健康診査事業 事業報告について  
(5)その他 県歯会館移転について

### 議事事項

第1号議案 平成24年度広島市休日等歯科救急医療事業収支決算について承認を求める件

第2号議案 平成24年度在宅訪問歯科健診・診療事業収支決算について承認を求める件

第3号議案 平成24年度妊婦歯科健康診査事業収支決算について承認を求める件

第4号議案 平成24年度節目年齢歯科健康診査事業収支決算について承認を求める件



挨拶する土江健也会長



議事を進行する議長・副議長



広島市歯科医療福祉対策協議会総会の様子



# 支 部 便 り

## 東区支部

### 東区支部第2回支部会及び納涼会

日時：8月31日（土） 午後7時

場所：中区 「釜飯酔心本店」

東区支部会及び納涼会が上記場所で行われた。当初、「酔心グリーンビヤガーデン」で予定されていたが、天候不良により「釜飯酔心本店」での開催となった。足元の悪い中、15名が出席した。

支部会では、木村太言支部長が6月から8月にかけての出務の報告と9月27日（金）に行われる東区医師会在宅支援ネットワーク推進事業である「主治医とケアマネ研修会」への出席が要請された。

また、10月20日（日）に行われる健康ソフトボール大会の参加が呼びかけられた。

その後、岡本芳明氏の乾杯の音頭により、納涼会が始まった。瀬戸内の郷土料理に舌鼓を打ちながら歯科医療における情報交換など親睦を深めた。最後に、加藤正昭氏の閉会の辞により、盛況のうち午後9時過ぎにお開きとなった。



納涼会に参加した東区支部会員

## 各部からの報告

### 保険・医療対策部

### 「生前贈与」活用のポイント

\*\*\*\*\*

相続税の課税強化によって、「生前贈与」に注目が集まっています。主なポイントを整理しました。

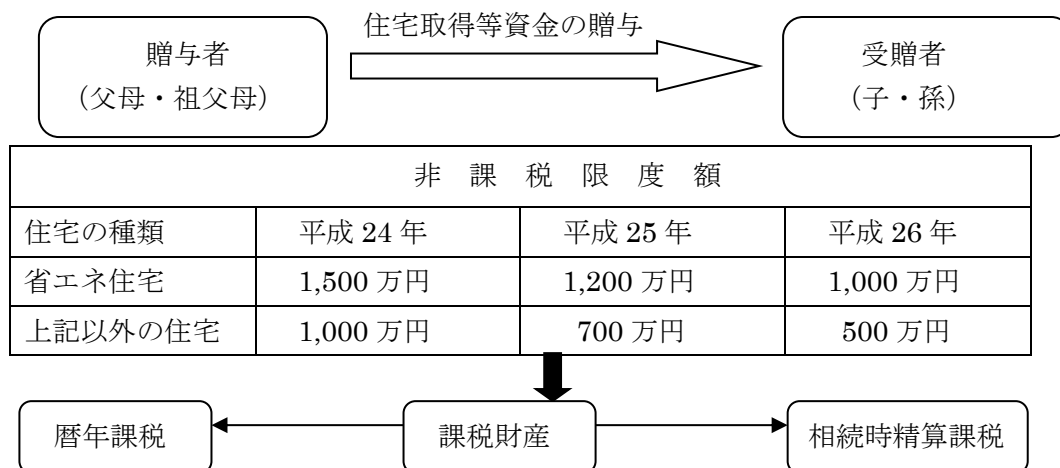
#### 1. 「暦年贈与」と「相続時精算課税」

贈与税の課税方法には「暦年贈与」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

	暦年贈与	相続時精算課税制度
贈与税の計算	(贈与額 - 110万円) × 累進税率	(贈与税 - 2,500万円) × 20% (一定)
適用対象者	誰でも	65歳以上の親から20歳以上の子どもへの贈与 ※平成25年度改正で上記要件が緩和されました。
相続時の計算	相続時とは切り離して計算されます。 (ただし、相続開始前3年以内贈与は課税価格に加算されます)	相続税の計算の際に、贈与税は精算されます。
制度の移行	暦年課税から相続時精算課税制度への移行は可能	相続時精算課税制度を選択した後で、従来の暦年課税への移行は不可能

## 2. 住宅取得等資金の贈与

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に直系尊属（父母や祖父母）から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、一定の要件を満たすときは以下の金額が非課税となります。



### ※相続時精算課税制度選択の特例

平成26年12月31日までの間に、親から住宅取得等資金の贈与を受けた20歳以上の子が一定の条件を満たすときは、贈与者である親の年齢が65歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。

## 3. 教育資金の贈与

祖父母等(贈与者)が、金融機関等に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出した場合、この資金について、子・孫ごとに1,500万円が非課税となります。



## 6. 贈与の事実を立証するための留意点

贈与する側：契約書や記帳で記録を残し、受贈者が財産を使用できる状態にすることが大切です。

贈与を受ける側：贈与税の申告書を提出すること（110万円超の贈与のほか、非課税特例適用の場合）

\*\*\*\*\*

## 学 術 部

### 学術講演会の開催について（再度のご案内）

8月12日（月）付発信文書にてご案内しておりますとおり、広島市歯会の第1回学術講演会を開催いたします。講師は石井信之神奈川歯科大学教授で、“最新の歯内療法と今後の展望”と題した講演をお願いしております。参加申し込み期限が間近となりましたので、再度ご案内をいたします。

ご多忙中とは存じますが是非ご出席頂きますようご案内申し上げます。

なお、会場の準備の都合がありますので、ご出席の場合は9月17日（月）事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

### 記

日 時	9月21日（土）午後6時30分
場 所	県歯会館6階 「ハーモニーホール」
演 題	最新の歯内療法と今後の展望
講 師	神奈川歯科大学 口腔治療学講座 歯内療法分野 石井 信之 教授

## 公衆衛生部

第76号の「広島市歯科医師会だより」に掲載いたしました、「よい歯の児童表彰及びよい歯の学校表彰」の、表彰児童及び表彰校を決定しました。

その、歯の優秀校並びに優秀児童の表彰規程を認知頂き、結果を再度ご確認下さい。

### 歯の優秀校並びに優秀児童の表彰規程及びその結果

#### 1. 児童表彰の部

(1) 対 象 広島市立小学校6年生

(2) 選出方法

①第6学年の結果において、永久歯、乳歯、軟組織を対象として、う歯及び処置歯が全くない者、口腔清掃の完全な者不正咬合及びその他の疾病のない者をよい歯の健康大賞と認定する。

この結果、総数4,267名（内広島市歯科医師会としては1,808名）がよい歯の健康大賞として認定されました。

②第6学年の結果において、永久歯、乳歯、軟組織を対象として、処置の完全な者、口腔清掃の完全な者、不正咬合及びその他の疾病のない者をよい歯の賞と認定する。

この結果、総数2,808名（内広島市歯科医師会としては1,325名）がよい歯の賞として認定されました。

## 2. 学校表彰の部

(1) 対 象 広島市立小学校

(2) 選出方法

I 定期健康診断の結果から、乳歯・永久歯処置完了者率を算出し、審査会へ提出する。

$$\text{乳歯・永久歯処置完了者率} = \frac{\text{Fのみをもつ生徒数}}{\text{D+Fをもつ生徒数}} \times 100$$

(D・・・う歯, F・・・処置歯)

### II 学校歯科保健活動資料

1 学校保健委員会に関することについて

① 学校保健委員会の設置状況及び開催回数

設置し1回以上の実施 5点

設置したが実施なし 3点

② 学校保健委員会への学校歯科医の出欠及び助言・指導

学校歯科医が出席し、指導・助言した 5点

学校歯科医が出席したが、指導なし 3点

2 学校歯科保健活動について

① 総合的な学習の時間等で、歯科保健に関する学習をしていますか。

また、その対象学年と回数は。

歯科保健に関する学習をしている

(1学年でも計画的に1回以上実施している) 4点

② 歯科保健に関する学習を、学校歯科医に依頼をしていますか。

歯科保健学習を学校歯科医に依頼している 4点

③ 平成24年度に、下記のことを実施しましたか。

ア 学校歯科医または歯科衛生士等による歯科保健に関する講話を実施した。

イ 歯の大切さに関する掲示物を作成した。

ウ 歯科疾患の予防に関する的なITや資料に○印を記入してください。

ア スマイル歯ッピーCD-ROM

イ 歯医者さんからのお便り

ウ 歯科保健指導教材PP

エ 歯科保健啓発普及冊子

「あなたの歯あなたの健康 そしてあなたの豊かなる人生」

オ その他

エ 委員会活動等を活用した児童による歯科予防の取組を実施した。

オ 歯科保健に関する学級指導を実施した。

カ 年間、または、長期休暇中など、歯みがきカレンダー等を配付し歯みがきの習慣化に努めた。

キ その他

歯科に関する啓発を1つ以上実施している 4点

④ 平成24年度の学校歯科保健活動計画、努力目標を具体的にお書きください。

目標があり、計画的に活動している 4点

⑤ 歯の衛生週間事業等で「いい歯の作文コンクール」、「ポスター」などの歯科保健啓発活動への参画があれば、記入してください。

啓発活動に参画している 4点

⑥平成17年7月に食育基本法が制定され、平成18年3月に内閣府が食育推進基本計画を策定しましたが、貴校での「食育」への取組状況について具体的にお書きください。  
(予定でも可)

「食育」に取り組んでいる **4点**

⑦昼食後の歯みがきを推奨していますか。  
日々学校全体で取り組んでいる **4点**

### 3 歯科検診の事後処置について

①治療済みの報告書の提出率は、どのくらいですか。(配点なし)

②治療済みの報告書が未提出の児童・保護者に対しては指導していますか。

ア 家庭訪問及び懇談会等を利用して、保護者に治療を勧めている。

イ 長期休業前に報告書の未提出者に再度勧告している。

ウ 学校だよりや保健だより等で早期治療を促している。

エ その他

未提出者に対し1つ以上の取組みをしている **4点**

③児童の健康保持増進のために、歯科検診結果を活用していますか。

ア 動機付けのために、検診結果の良好な児童に表彰状や認定証を渡している。

イ 朝会や給食放送を利用して、よい歯の表彰を受けた児童やむし歯が少ない学級等を紹介したり、保健室前の掲示板等を活用したりして、表彰を受けた児童を紹介している。

ウ 保健だより等を活用して、むし歯に関する統計を掲載し、保護者への啓発に努めている。

エ 学校保健委員会の資料として活用し、教職員及び保護者の治療に係る意識を高めている。

オ 検診結果を集計して、保健指導(歯みがき指導等)に役立てている。

カ その他

検診結果を活用して、1つ以上の取組みを行っている **4点**

④定期検診時の欠席児童について対応していますか。

ア 予備日を設けている。

イ 学校歯科医の医療機関で行う。

ウ かかりつけ歯科医で行う。

エ その他

欠席児童への配慮等を実施している **4点**

これらそれぞれの点数を合計した点数を参考資料としました。(50点満点)

これらⅠ、Ⅱの資料を基に優秀校、優良校及び努力校を決定しました。

(下線が当会からの表彰校です)

優秀校：	<u>高須小学校</u> (今田 和秀学校歯科医)	う歯処置者率	75.0%
		学校歯科保健活動	46点
	<u>井口明神小学校</u> (古胡 英明学校歯科医)	う歯処置者率	72.9%
		学校歯科保健活動	42点
	<u>毘沙門台小学校</u> <u>阿戸小学校</u>		
優良校：	<u>緑井小学校</u> 、 <u>春日野小学校</u> 、 <u>福木小学校</u> 、 <u>小河内小学校</u> 、 <u>大林小学校</u> <u>倉掛小学校</u>		
努力賞：	<u>似島小学校</u> (石川 潔学校歯科医)	う歯処置者率	60.0%
		学校歯科保健活動	46点

古田台小学校（大坪 宏学校歯科医）	う歯処置者率	66.1%
	学校歯科保健活動	42点
庚午小学校（長尾 誠学校歯科医）	う歯処置者率	53.9%
	学校歯科保健活動	46点

五日市南小学校、安東小学校、五日市観音小学校、中野小学校、矢野西小学校、湯来東小学校

## 情報調査部

### ▼ 医学史上の無名のヒロイン、ヒーラ細胞提供の女性

<http://www.afpbb.com/article/life-culture/health/2961462/11174062> AFP BB NEWS

【8月12日 AFP】62年前に科学者らにより採取されたあるアフリカ系米国人のがん細胞は、医学史上における画期的な研究の数々に貢献してきた——ただ、タバコ農家を営んでいた当の本人は、知ることも了承することもなかった。

細胞が採取されたのは、5人の子どもがいたヘンリエッタ・ラックス（[Henrietta Lacks](#)）さん。進行性乳がんのため、米メリーランド州ボルティモア（[Baltimore](#)）のジョンズ・ホプキンス病院（[Johns Hopkins Hospital](#)）で1951年に亡くなった。享年31歳だった。

この細胞は、ラックスさんの名前と苗字の頭文字を取って「ヒーラ」と名付けられた。亡くなる直前に採取された回復力に非常に富んだ細胞は、遺族の知らないまま数十年にわたり、ポリオワクチンやクローン技術、体外受精や多くの医薬品を生み出したノーベル賞級の発見や巨大な医療産業で用いられた。人間のものとしては最も多く研究に使われた細胞株となり、ラックスさんは医学に対する偉大な貢献者となった。

しかし当時の米規制当局は、検体として採取した細胞を培養する際、患者の許可を得ることを医師に義務付けていなかった。ラックスさんの死から62年が経過した今、研究の名の下に採取された遺伝学的データの倫理的使用をめぐる基礎作りには子孫たちは取り組んでいる。

当局は7日、ラックスさんの細胞の遺

伝データを引き続き、管理の下に行っていくことで遺族側と改めて合意したことを明らかにした。同時にラックスさん自身のゲノム配列も英科学誌ネイチャー（[Nature](#)）に発表された。公開した米ワシントン大学（[University of Washington](#)）は声明で「ヒーラ細胞は、前世紀最大の医学的な奇跡とみなされている。この細胞のおかげで、科学者らは生きた人体を用いない実験を行うことが可能になった」、また一部のがんワクチン、ヘルペスからインフルエンザ、白血病やパーキンソン病などの治療薬を含む「大きな医学的進歩をもたらした」と述べた。

「ヒーラ細胞」がラックスさんのものだったことは、1971年に科学誌で公表され、1997年にはテレビのドキュメンタリー番組が制作された。またここへ来て2010年に書籍が刊行され現在、映画化も進められている。

そして今年3月、ドイツにある欧州分子生物学研究所（[European Molecular Biology Laboratory, EMBL](#)）のチームは、ラックスさんの細胞株の全ゲノム情報を発表した。その中には、ラックスさんの子孫の遺伝形質を暴露する可能性のあるデータも含まれていた。データにはアルコール依存症やアルツハイマー病、双極性障害などの遺伝的傾向を示唆するものとされ、生命保険への加盟や障害補償の申請却下などに用いられる可能性もあり、遺族の抗議を受けて数日以内に公開デー

タは削除された。

以降、ラックスさんの遺族と米国立衛生研究所 ([US National Institutes of Health, NIH](#)) の間で話し合いが持たれ、7日の発表に至ることとなった。二者間の合意条件ではヒーラ細胞のゲノム情報を研究に使用する場合には、NIHへの申請を必要とする他、ラックス家の2人を含む委員会が定めた規定に同意することなどが定められた。

ラックスさんの孫で一家の広報役を務めるジェリ・ラックス・ワイ ([Jeri Lacks Whye](#)) さんは電話会議の席で、新たに設

けられた規制に歓迎の意を表明し、「今日のヒトのゲノム解読に関する発表は、今までとは根本から違う歴史的な出来事だ。これまでラックス家は蚊帳の外に置かれてきた…60年以上にわたって、私たち一家は自分たちが了承しないまま科学に引きずり込まれ、研究者たちは誰一人として私たちと話そうとも、ヒーラ細胞に関して話す機会を与えようとしなかった。今、私たち一家はヒーラ細胞が科学のために成し遂げてきたことを誇りに思っている」と述べた。(c)AFP/Mariette LE ROU

### Point of view

◎知らぬ間に医学に貢献できたラックスさん。ご本人も本望ではないでしょうか。

関連記事

不死細胞ヒーラ ヘンリエッタ・ラックスの永遠(とわ)なる人生 (書籍)

<http://book.asahi.com/reviews/reviewer/2011072100056.html>

## ▼7月31日の中医協総会、来春の診療報酬改定に向けて歯科医療について議論

<http://www.ikeipress.jp/archives/6300>

厚生労働省は7月31日、中央社会保険医療協議会総会を開催し、来年度の診療報酬改定に向けて歯科医療に関する議論を行った。日本歯科医師会からは堀憲郎常務理事が出席している。

主な議題は「全身的な疾患を有する者への対応について」「加齢による口腔内の変化への対応について」「歯の喪失リスク増加に伴う対応について」の3点が挙げられた。超高齢社会の進行にともない、歯科医療の需要が「健常者型」から「高齢者型」に移行しつつあることを踏まえ

医療経済出版

たもので、基本的には平成24年度の診療報酬改定の流れを引き継いでいる。特に「周術期等の口腔機能の管理」については7月に検証調査が実施されており、今後9月中に調査結果が作成され、来週の改定に向けての資料となる。

昨年は民主党政権が不安定な状態の中での診療報酬改定だったが、現在は参議院選挙で与党が勝利したことで政権の安定度は近年にないほど高まっている。来春の診療報酬改定に向けて、腰を据えた本格的な議論が期待される。

### Point of view

◎参議院選挙において、自民党の勝利により、ねじれ国会の解消が実現されました。これに伴い、政権の安定度は高まってきました。すなわち、このような報酬改定についても、ぶれにくい結論が出やすいと考えられます。2035年には、人口の1/3が65歳以上となると言われている、超高齢化社会へ向け、我々も含め、国民の納得の行くような改定を期待すると共に、今後についても注目していきたいと思えます。

## ▼託児OKの学科新設へ 安城の専門学校「さくら学園」

<http://www.chunichi.co.jp/article/aichi/20130730/CK2013073002000043.html>

Chunichi.co.jp

安城市相生町の慈恵医療福祉ファッション専門学校が2014年4月に、歯科衛生士を養成する「託児付き学科」の新設を計画している。学校を運営する学校法人「さくら学園」は近く厚生労働省に設置を申請し、本年度中に認められる見込みだ。保育園は、原則として働く人の子どもたちを受け入れ、学生の子どもは預かってもらえない。このため、さくら学園は幼稚園を市内で専門学校から車で5分の場所に二園運営していることから、午前7時半から午後6時までの託児付き学科を設け、学生の子どもを優先的に受け入れる。

さくら学園は、認知症の高齢者施設も市内で運営。希望があれば、専門学校の授業中、認知症の高齢者を対象に一時預かりを受け付けることもできるという。

岩瀬せつ子理事長は「手に職をつけたい子育て中の主婦層に通ってほしい」と話す。新学科は一学年35人で三年課程で、授業は最長で午前9時から午後4時20分までを予定。学科を修了すれば、歯科医師を補助して歯石の除去やブラッシング指導をする歯科衛生士の国家試験受験資格が得られる。学科新設に合わせ、学園の体育館だった広さ870平方メートルの土地を活用し、鉄筋二階建て校舎を建設する。歯科治療には歯科医師一人と歯科衛生士二人で当たるのが一般的。だが、日本歯科衛生士会の統計によると、県内には診療所が2,901あるのに対し、歯科衛生士は3,313人と人手不足の状況だ。人手不足の傾向は全国でも続いており、診療所数は93,824、歯科衛生士は103,180人となっている。

### *Point of view*

◎歯科衛生士については、人手不足に伴い、専業主婦となり家庭にはいり、ブランクのある衛生士さんの復帰のサポート支援など、人材不足解消のための様々な試みがなされています。このように、「託児つき学科」の新設につきましては、国内初の試みになっています。このような事例が一定の成果をあげ、全国への普及が見込められれば、人手不足の解消につながる事が期待できるかと思えます。今後注目です。

## ▼健康保険証を貸し借りした中国人留学生逮捕

<http://www.yomiuri.co.jp/national/news/20130807-0YT1T00497.htm> 読売オンライン

健康保険証の不正利用で治療費の支払いを免れたとして、大阪府警国際捜査課は6日、いずれも中国籍で同府内の私立大留学生の林雄(25)、呉国豪(28)両容疑者を詐欺容疑で逮捕した。発表では、2人は共謀して昨年11月～今年7月、大阪市天王寺区の歯科医院で、林容疑者が呉容疑者の健康保険証を借りて虫歯を7回治療し、保険給付分38,800円の支払いを免れた疑い。2人は友人で、容疑を認めており、林容疑者は「保険証を作っていなかったため借りた」と供述している。



### Point of view

◎健康保険証は常に確認しないといけませんが、それが本当に本人のものであるのかという確認は実は難しいかもしれません。顔写真付きのものにする等の工夫が必要かと思われます。我々も日々の診療において気をつけなくてはなりません。

## ▼消費税8%増税時の対応「初・再診料」上乗せで行う方向性—中央社会保険医療協議会・分科会

<http://www.ikeipress.jp/archives/6319>

厚生労働省は8月2日「第7回医療機関等における消費税負担に関する分科会」を開催、消費税8%引き上げ時の対応について議論を行った。日本歯科医師会からは堀憲郎常務理事が出席している。医科、歯科、調剤への財源配分については、「それぞれの医療費シェア×それぞれの課税経費率」で按分する案がたたき台として示された。課税経費率は平成23年6月の医療経済実態調査を基に算出されており、医科25.3%、歯科33.7%、調剤7.8%の数字が示されている。具体的な手当てについては、原則として基本診療料

医療経済出版

で対応する方向性となっており、歯科では「初・再診料」に必要な点数を上乗せすることになる。議論されてきた高額投資対応を診療報酬とは別建てで行うという案については、仕組みの複雑さ等から診療側委員、支払側委員の双方で反対意見が大勢を占め、8%増税時には見送られる模様。

方向性は見えてきたものの、高額投資について個別項目による手当てを実施するかどうか、また具体的に財源規模をどの程度と見積もるか等、今後さらなる議論が行われる。

### Point of view

◎歯科に関してですが、消費税の増税分に対して、「初・再診料」に必要な点数を上乗せすることで対応してほしいというのが診療側の考え方ととらえていいでしょう。この案件も含め、分科会で議題にあがったことについてですが、

(1) 消費税対応分を基本診療料や調剤基本料に上乗せする (2) それに加えて「高額投資」を実施した医療機関等への加算を創設する (3) 税負担が大きいと考えられる点数項目に消費税対応分を上乗せする (高額投資が必要と考えられる点数項目に配慮する) (4) 1点単価に消費税対応分を上乗せする

このうち(1)は、引き上げ分を初再診料、入院基本料、特定入院料等に限って上乗せし、補填を医療機関経営の基礎収入に反映させるというもので、支払・診療各側から、この案に賛成する声があがりました。同時に、(1)に重点を置きながらも(3)と組み合わせ上乗せ配分を行なってはどうかという意見も複数の委員から出ました。(2)と(4)については否定的な意見が大勢を占めたとの事です。

今後支払い側の意見もよく聞いて議論がさらに深められることでしょう。一度上げたものを将来また下げるといことはなかなか難しいことですので。とくに使用頻度の高いものは。もしかしたら「個別対応で」と誤魔化される危険性も。

歯科に関しては、材料代、特に金属代に関わる問題が大きいですね。治療に際し、材料代がかかる治療が非常に多く、これに対し「基本診療料」だけに上乘せをして、ほぼ全てのケースに対応するというのは、少し思うところもあります。消費税に目を奪われすぎて私たちにとって肝心の金属代への対応もしっかり議論して決めていただきたいです。全ての人が納得のいく案というのは難しく、少しでも多くの人に納得のいく案を議論していってもらいたいものです。今後も注目していきましょう。

#### 今月の中医協

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000008ffd.html#shingi2>

平成 25 年 6 月 26 日（水） 総会、費用対効果評価専門部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000034uww.html>

平成 25 年 7 月 24 日（水） 診療報酬改定結果検証部会、診療報酬基本問題小委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000036qdw.html>

平成 25 年 7 月 31 日（水） 薬価専門部会、費用対効果評価専門部会、総会・**歯科関連**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000037cxh.html>

平成 25 年 8 月 21 日（水） 総会、薬価専門部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000015621.html>

最近の中医協の協議で歯科に関わるものは 7 月 31 日の総会の中で特別な対応が必要な患者や周術期患者に対する歯科医療について議論されました。

7 月 31 日総会では歯科医療について自由討議を行ったほか、新たな医科の臨床検査の保険適用を承認するなどしました。

歯科医療について厚労省当局は、以下の 3 つのテーマを掲げています。

- (1) 全身的な疾患を有する者への対応
- (2) 加齢による口腔内の変化への対応（ライフステージごとの口腔機能の変化に着目した対応）
- (3) 歯の喪失リスク増加に伴う対応

(1) の全身的な疾患を有する者としては、(i) 周術期等で口腔機能管理が必要な患者 (ii) 歯科診療で総合的な医療管理が必要な患者 (iii) 歯科診療で特別な対応が必要な患者—の 3 類型をあげています。

このうち、(iii) の「歯科診療で特別な対応が必要な患者」とは、著しく歯科診療が困難な患者（治療の必要性を患者が理解できないなど）をいう。提供される歯科医療と

しては、「鎮痛法を用いない、複数スタッフで対応する治療」がもっとも多いことから、歯科医療機関では「診療に時間がかかる」「医療職の負担が大きい」「採算が合いにくい」と考えているようです。

このため、厚労省は26年度改定に向けて今後議論を深める点（論点）として、「チーム医療の促進や医科歯科連携を一層推進する観点からの対応」と「歯科診療で特別な対応を必要とする者に対し、診療の負担が大きい場合等についての対応」の2点をかかげています。影の努力が報われることになればうれしいのですが。

次に、(2)の「加齢による口腔内の変化への対応」については、乳幼児の「咬合異常」、成人期以降に「加齢や全身状況の程度により、咀嚼等の口腔機能に障害を来しているケース」が多いことから、これらへの対応が大きな論点となっています。

さらに、(3)の「歯の喪失リスク増加に伴う対応」に関しては、「歯の保存に資する従来からの歯科治療や、歯周病、根面う蝕（歯根などに生じる虫歯）等の喪失リスクの高い歯科疾患に対する治療について、どのような対応が考えられるか」という論点があげられました。

一方、新たに保険適用となる医科の臨床検査は『マイコプラズマ抗原定性』で、150点が算定可能となるようです。

## 7月31日の中医協総会、来春の診療報酬改定に向けて歯科医療について議論

<http://www.ikeipress.jp/archives/6300> 歯科 News & Topics | DENTAL VISION

厚生労働省は7月31日、中央社会保険医療協議会総会を開催し、来年度の診療報酬改定に向けて歯科医療に関する議論を行った。日本歯科医師会からは堀憲郎常務理事が出席している。

主な議題は「**全身的な疾患を有する者への対応について**」「**加齢による口腔内の変化への対応について**」「**歯の喪失リスク増加に伴う対応について**」の3点が挙げられた。超高齢社会の進行にともない、歯科医療の需要が「健常者型」から「高齢者型」に移行しつつあることを踏

まえたもので、基本的には平成24年度の診療報酬改定の流れを引き継いでいる。特に「周術期等の口腔機能の管理」については7月に検証調査が実施されており、今後9月中に調査結果が作成され、来週の改定に向けての資料となる。

昨年は民主党政権が不安定な状態の中での診療報酬改定だったが、現在は参議院選挙で与党が勝利したことで政権の安定度は近年にないほど高まっている。来春の診療報酬改定に向けて、腰を据えた本格的な議論が期待される。

厚生労働省 中央社会保険医療協議会 総会（第246回） 議事次第

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000013386.html>

### 歯科医療について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000013386.html>

第4回

(要介護被保険者等の確認)

**第三条の二** 保険医療機関等は、患者に対し、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービス又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスに相当する療養の給付を行うに当たっては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。



訪問診療で介護保険を使うときは、保険証等で要介護であるかの確認が必要です。

「介護保険は医療保険に優先する」の原則



介護保険は医療保険に優先するということから、居宅及び居住系サービス利用者については歯管・歯在管の算定はできず、介護保険のほうで指導料を算定します。居宅療養管理指導です。

特養や老健、一般病棟なら歯管・歯在管で算定しないといけません。

居宅療養管理指導の対象

居宅及び居住系サービス利用者・・・居宅療養管理指導

介護老人福祉施設（老健）、デイサービスや地域密着型特別養護老人ホーム（特養）、一般病棟・・・歯管・歯在管

参考> 広島県歯科医師会 HP 保険部メールマガジンバックナンバーー2013年2月18日

<http://www.hpda.or.jp/members/hoken/mailmagazine/H25-2-18-gougai.pdf>

(被保険者証の返還)

**第四条** 保険医療機関は、当該患者に対する療養の給付を担当しなくなったとき、その他正当な理由により当該患者から被保険者証の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該患者に返還しなければならない。ただし、当該患者が死亡した場合は、健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第百条、第百五条又は第百十三条の規定により埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料を受けるべき者に返還しなければならない。



治療が終了・中止・転医などの場合や患者から返還の要望があったら、速やかに患者に保険証を返さなければいけません。（本人が死亡している場合は遺族に返します）



## 広 報 部

FM ラジオ「FM ちゅーピー76.6MHz サイマルラジオスタート」  
お口の健康ひろば デンタルパーク 毎週月曜日午前 11 時から



広島市歯科医師会提供のお口の健康ひろば「デンタルパーク」がインターネットラジオで聴けます。FM ちゅーピーのホームページ <http://chupea.fm/> の上記 FM ちゅーピーのロゴをクリックすると、ネット放送を聴くことができます。

8 月 27 日収録、9 月 2 日放送分

広島市歯科医師会 花木清隆  
「デンタルパーク Q&A」

「親知らず」の悩みや、子ども用の歯磨き粉に関する疑問など、リスナーの皆様

さんからいただいた質問に回答します。番組では、歯に関する悩みや質問を募集しています。メール [dental@chupea.fm](mailto:dental@chupea.fm)、ファクス 082-297-7660 へお寄せ下さい。

8月27日収録、9月9日放送分

広島市歯科医師会 大石正臣  
「唾液の効能」

1日に1ℓ以上分泌される唾液には、細菌の発育を抑制し、食べ物の消化を助け、口臭を消し、むし歯や歯周病を防ぐ様々な働きがあります。条件反射によっても分泌され、例えば梅干しを見たり、想像したりしても出ます。唾液の特徴・効能について考えます。

8月27日収録、9月16日放送分

広島市歯科医師会 植木貴宏  
「輝く笑顔は健康的な口元から」

すてきな笑顔は、どんな方からも好印象を持たれます。口元に自信がないと、笑顔もぎこちなくなりがちです。虫歯や歯並び、口臭などの悩みと健康についてお話しします。

8月27日収録、9月23日放送分

広島市歯科医師会 大井手和久  
「口臭の原因と対策」

現代社会では、口臭予防は身だしなみの一つです。口臭のせいで、せっかくのおしゃれも台無しとなり、大切な人間関係に悪影響を及ぼすかもしれません。爽やかな息づかいで好感度アップを目指しましょう。口臭のさまざまな原因や対策方法についてお話しします。

8月27日収録、9月30日放送分

広島市歯科医師会 村上明延  
「喫煙と受動喫煙の危険」

副流煙や受動喫煙という言葉の意味や、その害についてご存じですか。いま一度、喫煙のリスクや、副流煙、受動喫煙とは何なのか？どんな危険性があるのか？といったことについてお話しします。

## お知らせ

### 「学校において予防すべき感染症の解説」について

これまでの学校における感染症対策は、平成11年に発行された「学校において予防すべき伝染病の解説」において示されていましたが、医療の進歩や、疾病の流行状況の変化等を踏まえ、このたび、新たに指導参考資料が作成されました。

下記の文部科学省ホームページからダウンロード出来ます。周知して頂き、感染対策の充実を図るための資料として活用して下さい。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1334054.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1334054.htm)

### 日歯年金保険並びに日歯福祉共済保険の運用状況等に関する 都道府県歯科医師会の開示方について（報告）

標記につきまして、平成25年7月26日付日歯発第747号「日歯年金保険並びに日歯福祉共済保険の運用状況等の開示について」をもって、都道府県歯科医師会へ下記資料を情報更新し開示いたしました。

この開示方につきましては、第164回代議員会からのご要望を受け、4年前より都道府県歯科医師会ならびに代議員各位へご案内しております。

つきましては、標記開示方についてご報告申し上げますとともに、開示情報の詳細については、誠に恐れ入りますが、ご所属の都道府県歯科医師会を通じてご高覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、平成 24 年度の適用利率は、年度中ごろまではギリシャ情勢混迷等による欧州財政問題の再燃や世界景気の減速に対する投資家のリスク回避姿勢が強まり大幅下落したものの、その後、米国景気の改善期待や 12 月に発足した新政権による一連の経済政策への期待感等から円安基調となり、株式が大幅に上昇し、12 月末以降ではプラス収益を得ており、10.35%となりました。

日歯年金保険資産の運用は、企業年金基金と比べリスクを抑えた運用となっております。その政策資産配分の違いは、運用実績にも顕著に表れており、市場環境悪化時にはマイナス値を抑制します。一方、市場環境好転時には株式の組入比率が低いため、プラス値も抑制されます。(運用実績推移参照)

執行部といたしましては、日歯年金保険加入者・待機者・受給者の負託に応えるため、中長期的に安定した運用結果が得られるよう、引き続きリスク抑制的な投資スタンスを維持しつつ、資金管理運用委員会及びコンサルティング会社と共に各運用機関の運用状況を注視し、適宜運用機関等の見直しを行うとともに、政策資産配分（アセットミックス）についても定期的に検証し、必要に応じて再検討する所存です。

#### 運用実績推移

	本会実績①	企業年金平均②	平均との差異 (①-②)
2005 年度	10.02%	21.32%	-11.30%
2006 年度	4.92%	4.91%	0.01%
2007 年度	-3.46%	-11.83%	8.37%
2008 年度	-11.96%	-19.11%	7.15%
2009 年度	9.91%	15.24%	-5.33%
2010 年度	-0.30%	-1.03%	0.73%
2011 年度	2.33%	1.44%	0.89%
2012 年度	10.71%	11.41%	-0.70%
累計	21.80%	17.01%	4.79%

※本会実績は、未払信託報酬、未払投資顧問手数料、未払専務管理費を差し引き前の時間加重収益率。  
 ※「企業年金平均」につき、2011 年度までは企業年金連合会「運用実態調査」より引用、2012 年度は「年金情報」の報道数値

また、日歯福祉共済保険につきましても、安全性を確保しながら受取利息の増額を図るため、主に長期国債を中心に運用しています。

詳細資料につきましては、ご所属の都道府県歯科医師会を通じてご高覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後とも、日歯年金保険並びに日歯福祉共済保険の運用状況等に関する情報提供を適宜行う所存です。

## 7 月定例理事会報告

### 部外報告

7 月 27 日 中四国地区会長・日歯代議員会議  
 7 月 29 日 県歯会との三役会  
 7 月 30 日 広島市歯科医療福祉対策協議会  
 会計監査  
 8 月 1 日 第 55 回広島市学校保健大会・第  
 52 回よい歯の集い  
 8 月 8 日 (県)会館建設特別委員会  
 8 月 13 日 広島県産婦人科医会との協議  
 8 月 23 日 県歯会会長との会談  
 8 月 24 日 広島市歯科医療福祉対策協議会

### 役員会・総会

#### (連盟関係)

7 月 26 日 石井みどり参議院議員との会談  
 8 月 3 日 広島県歯科医師連盟理事会・評議員会  
 8 月 26 日 県議会議長・県庁担当課長との会談  
 8 月 27 日 ゆざき知事を囲む県政懇談勉強会

#### 総務関係

7 月 30 日 三役会

8月 6日 原爆死没者慰霊祭  
8月 8日 通所口腔ケア事業研修会  
8月10日 広島東洋カープ観戦の集い  
8月20日 公衆衛生部納涼会  
8月21日 第3回支部長・副支部長会  
8月24日 三役会  
8月24日 納涼会  
8月22-26日 社保診療報酬審査会  
8月28日 定例理事会

(慶弔関係)

8月 1日 南区支部有馬和孝先生・大出和宏先生・橋本直典先生  
西区支部福島一則先生・引地渉先生  
広島市学校保健功労者表彰  
" 中区支部後藤眞也先生  
西区支部佐久間高志・大坪稔先生  
永年勤務学校歯科医表彰

(入会関係)

8月26日 入会前面談(南区 中川誠先生)

(1) 公衆衛生部

8月 1日 学校保健大会・よい歯の集い  
8月 5日 学校歯科検診器具滅菌対策委員会  
8月 6日 原爆死没者慰霊祭  
8月 7日 (県)常任委員会  
8月 8日 通所口腔ケア事業研修会  
8月10日 広島東洋カープ観戦の集い  
8月20日 委員会  
8月26日 学校歯科検診器具滅菌対策委員会

<学校歯科保健> (上田理事)

7月25日 アンジュヴィオレ歯科検診(広島スタジアム)  
7月30日 (県)デンタルサッカーフェスタ実行委員会  
8月 1日 (県)第1回学校歯科保健推進体制・整備検討会議  
8月 9日 医師会との協議  
8月10日 (県)8020事業所唾液検査事業(株式会社福屋)  
8月13日 滅菌配送業者との面談  
8月15日 (県)デンタルサッカーフェスタ  
8月16日 (県)デンタルサッカーフェスタ  
8月17日 (県)デンタルサッカーフェスタ

<高齢者歯科保健> (小松理事)

7月25日 広島市地域包括支援センター運営協議会  
" アンジュヴィオレ歯科検診(広島スタジアム)  
7月26日 竹屋地区介護予防推進事業「お口の健康教室」  
7月30日 (県)デンタルサッカーフェスタ実行委員会  
7月31日 休日歯科救急医療保険請求事務  
8月 9日 産婦人科医会(広島市近郊)勉強会

8月18日 (県)デンタルサッカーフェスタ  
8月24日 広島市歯科医療福祉対策協議会役員会・総会  
8月27日 休日歯科救急医療保険請求事務

<一般歯科保健> (能美理事)

7月29日 (県)事業所における歯周疾患検診促進パイロット事業  
8月13日 広島県産婦人科医会との協議  
8月24日 広島市歯科医療福祉対策協議会役員会・総会  
介護認定審査会 7月31日、8月7日、21日

(2) 学術部 (本山理事)

7月26日 警察歯科委員会  
7月28日 集団指導  
8月 1日 広島歯科医療安全対策支援機構役員会  
8月 2日 広島県警察歯科医会役・委員会  
8月 6日 原爆死没者慰霊祭  
8月 8日 通所口腔ケア事業研修会  
8月 9日 委員会  
8月24日 警察歯科全国大会(福島)  
8月26日 県議会議長・県庁担当課長との会談  
" 新入会者面談  
8月27日 歯科医療安全対策室会議

(3) 保険・医療対策部 (瓜生理事)

7月28日 集团的個別指導  
7月31日 休日歯科救急医療保険請求事務  
8月 6日 原爆死没者慰霊祭  
8月 8日 新規入会者カルテ諸帳簿に関する面談(まこと歯科)  
" (県)常任委員会  
8月10日 広島東洋カープ観戦の集い  
8月17日 国保再審査部会  
8月18日 集団指導  
8月18-22日 国保審査会  
8月20日 委員会  
8月24日 広島市歯科医療福祉対策協議会役員会・総会  
8月27日 休日歯科救急医療保険請求事務  
" FMちゅーピー収録

(4) 情報調査部 (水内理事)

8月 1日 委員会  
8月 6日 原爆死没者慰霊祭  
8月10日 広島東洋カープ観戦の集い  
8月23日 委員会

(5) 広報部 (橋岡理事)

8月 1日 委員会  
8月 6日 原爆死没者慰霊祭  
8月 9日 小委員会  
8月22日 FMちゅーピー(堀部様)との協議  
8月27日 FMちゅーピー収録(大石正臣・花木清隆・植木貴宏・大井手和久・村上明延)



- FMちゅーピー（新聞掲載）  
 7月29日 永久歯がはえてくるころの歯育て有馬 隆（広島）  
 8月 5日 噛む噛むダイエット前田羊一（広島）  
 8月12日 よく噛むためには山崎和広（広島）  
 8月19日 噛ミング30運動有田一喜（広島）  
 8月26日 噛むカムレシピ清水 賢（広島）

**（6）広島市歯科医師会ホームページについて**  
 ホームページアクセス数

一般サイト 訪問者 422（累計 4,001）  
 ページビュー 2,488（累計 27,141）  
 会員サイト 訪問者 28（累計 1,116）  
 ページビュー 264（累計 8,799）  
 保険・医療対策部 …（県）保険部メルマガ・保険部ニュースバックナンバー更新  
 情報調査部 … Talking Heads<最新情報>  
 掲載件数 122 件（7/21～8/25）

**（7）特別委員会**

- 8月 5日 第7回学校歯科検診器具滅菌対策検討委員会  
 8月 8日 （県）第1回会館建設特別委員会  
 8月26日 第8回学校歯科検診器具滅菌対策検討委員会  
 8月27日 （県）会館建設特別委員会小委員会

**（8）救急蘇生委員会**

特になし

**（9）苦情相談**

- 7月29日 相談 レントゲンの身体への影響について（60代女性）  
 7月29日 希望 義歯の作り換えについて（60代女性）  
 7月30日 苦情 歯科診療中の雑談について（20代女性）

- 7月30日 苦情 非通知での電話について（50代女性）  
 7月30日 相談 レントゲンの扱い方と目への影響について（50代女性）  
 7月31日 苦情 義歯の作成について（65歳男性）

**4. 協議事項**

- （1）入会について  
 南区支部入会希望者について経過報告・協議  
 （2）広島県産婦人科医会からの講師派遣による講演会について  
 講演の時期、内容等について協議  
 （3）学校歯科検診滅菌事業について  
 入札状況について報告及び運用等について協議  
 （4）歯科医療安全対策連携体制について  
 広島大学病院との連携、県歯会と連携した苦情相談のあり方などについて協議  
 （5）会員配布物（院内掲示物）について  
 内容等について協議  
 （6）『だより』のペーパーレスについて  
 だよりの啓発について協議  
 （7）県歯会会館建設に伴う広島市歯科医師会事務局のあり方について  
 県歯会会館県建設の現状認識及び広島市歯科医師会事務局のあり方に関する論点整理  
 （8）事務局の職務分掌について  
 職務担当分担について協議  
 （9）支部長・副支部長会議について  
 報告並び協議事項について報告し、対応等について協議  
 （10）その他  
 特になし

**5. その他**

特になし

**会員の皆様へ**

広島市歯科医師会だよりに関するご意見やお問い合わせは、各記事に担当部がある場合は、担当部の理事あてにお願いします。それ以外については、広島市歯科医師会事務局ないしは広報部担当理事橋岡優までお寄せ下さい。

広島市歯科医師会事務局 E-Mail: hiroshima@dentalpark.net

広報部担当理事 橋岡優 E-Mail: s.d.c@helen.ocn.ne.jp